

第 72 回神奈川県公園等審査会議事録

(冒頭、委員総数 10 名のうち 7 名の出席を確認し、定足数を満たすことから審査会は有効に成立している旨を事務局から発言。)

(委員)

それでは、ただいまから、第 72 回神奈川県公園等審査会を開会いたします。

まず、事務局から、本日の傍聴状況と審査会の公開・非公開の扱いについて、報告をお願いします。

(事務局)

まず傍聴状況についてですが、現時点で傍聴の申し出はございません。

次に、本日の審査会での案件につきましては、神奈川県情報公開条例に規定する非公開事由には、該当していませんので、公開で行うこととさせていただくことになります。

(委員)

それでは、議事に入ります。本日は、報告事項が 2 件となっております。まずは、県立都市公園の指定管理者制度による諸課題の検討について、事務局から説明願います。

(事務局から資料 1 に基づいて説明)

(事務局)

ただいまご報告いたしました、県立都市公園の指定管理者制度をめぐる諸課題の検討について、今後の議論の参考としていただくために、公園における公民連携の事例について、委員にご紹介をお願いしております。

委員よろしく願いいたします。

(委員から説明)

(委員)

丁寧なご説明をいただきありがとうございました。

県立都市公園の指定管理者制度の今後の取扱いについてですが、県の方から課題の説明でしたが、ご質問かご意見ありますでしょうか。

私も選考メンバーとして関わりがありますが、委員は、モニタリングの委員で関わっています。

問題認識としてはよくわかります。だんだんと 1 社入札となっていくのは、全国的にはこのような傾向なのかなとは思いますが。県は、次期選定時に誰も手を上げない公園が出てきてしまうのではないかと危惧されているように感じました。

(事務局)

指定管理4期目ということで長くなると、もともと受けていた事業者は、その公園の現状、どのような管理をしていけばいいのかがわかっているため応募しやすいです。

ただ、新規参入の事業者はなかなか応募しにくくなるので、長く続ければ続けるほど、今の事業者のほうの方が有利になってしまうことが根幹の部分としてあるかと思います。

これまでの指定管理者制度が、行政のコストの縮減に重きを置いてしまい、どうしても費用を安く抑える方向に目がいつってしまったことで、利益を生み出すというところが見出しにくい現状になってしまっていると思います。

応募者が少なくなってきましたが、指定管理者制度の中でしっかり収益が上げられるような形を作った上で、公民連携の取組を導入することで、結果的に応募者が増やせばいいなと思っています。

指定管理者制度のバリエーションについても、アドバイスをいただきながら、今後検討していきたいと考えているところです。

(委員)

人材確保の観点については、大きなテーマにはなっていないのでしょうか。

(事務局)

人材確保について指定管理者から伺ったところと、指定管理期間5年ですと、5年間の雇用しか担保がないため、人集めが大変厳しいと聞いています。

指定管理期間が長くなれば人材確保の観点からも、管理がしやすくなるという話は指定管理者から聞いています。

委員が仰るように、人材確保の観点からも、指定管理期間を延ばすことは、応募者を増やすことができる要因と考えています。

(委員)

私どもも、福祉分野でいろいろな指定管理を請けていますが、東京の新宿区の場合は同じ指定管理でも、変わったやり方をしています。変わっているというのは、いわゆるコストというところにあまり重点を置いていません。

1期が5年ですが、5年が終わったからといって、いわゆる次期に向けてのプロポーザルはすぐにしません。まず、先に審査委員会が、5年間の取組の評価をします。この事業者なら継続して良いということになれば、それでもう議会を通します。

基本的にまず初めに区の中で1回しっかりと審査する。そうすることによって、区の事務的な処理、参加をする事業者側の様々な資料を作る時間をコストカットできるのが大きな背景ではないかと思います。

また、非常勤職員の時給について、国は最低賃金という形でやっているが、新宿区は、現在1400円ぐらいと高価格です。そのため、それに見合うだけの指定管理料を上乗せしている。かなり自治体によっての財政事情によって違うのを感じます。

ただ、冒頭申し上げましたように、すぐプロポーザルに移らないというところが1つの大きなメリットかなと思います。

それは、1期は5年だろうが、7年だろうが、いわゆる業者側もまず初めにちゃんと今までの5年間の評価をしてくれるところで、その5年間に向かっていきます。そんなお考えはいかがかと思いました。

(事務局)

他の自治体で成功しているような、事業者が前向きにやる気を引き出せるようなやり方など、どんどんアイデアをいただいて、県の中でどう取り組めるのか考えていきたいと思います。

(委員)

公園の維持管理となりますと通常の指定管理と違って、技術的なものもかなり加味されますので、そのようなところを考えていただいたほうがよろしいかと思います。

(事務局)

人材の話になりますと、公園管理はイメージと違ってかなり重労働で、夏場は炎天下で作業しなくてはいけないので、通常の単価だとなかなか人が集まらないという話もききます。単価設定についても考えていければと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

指定管理者制度を導入している公園では、例えば1期はA社、2期目B社に代わって、3期目はまたC社になる、というような入れ替わりは起きていますか。

(事務局)

実態としては起きています。

同じ指定管理者が携わる公園もありますし、毎回変わる公園もあります。

(委員)

毎回変わっている公園というのは、来園者が多く、おそらく収益性のある公園ですか。どのような特徴がありますか。

(事務局)

24 単位で指定管理者を募集していますが、第4期で入れ替わったのは三ツ池公園、東高根森林公園、四季の森公園、相模三川公園です。相模三川公園については、現在、神奈川県公園協会が1、2期を携わっていましたが、3期は日比谷アメニスグループが携わり、4期は神奈川県公園協会になりました。

スポーツ公園系ですが、指定管理者にとって魅力的なやりやすい公園だったのかと思います。

(委員)

先ほど挙げた公園では、ネガティブな要素で指定管理者がやめたのでしょうか。それとも競争がある中で入れ替わっているのでしょうか。

(事務局)

先ほど挙げた公園につきましては、3社複数応募で競い合って決まった公園です。

(委員)

公園は年数を重ねると、当然公園としての設備とかは古くなり、設備の更新や樹木の剪定とかも、様々なコストがかかると思います。

次期の指定管理募集にあたっては、整備が必要だとか、大型の工事が加わることによって、指定管理者が手を挙げないことが起きるのでしょうか。

(事務局)

指定管理業務については、日常の維持管理業務は含まれていますが、大規模な修繕を伴うものについては県が行っています。例えばスタジアムの改修などは、県で工事を行います。

公園全体が老朽化に伴って、一定程度やはり損傷が増えてきますので、そういった面でいいますと、メンテナンスの頻度は増えてくるところはあるかと思いますが、大規模修繕がデメリットにはなっていません。

(委員)

樹木は20年も経てば大きくなり、メンテナンスもかかると思います。

大規模修繕ではありませんが、20年も経てば公園施設の維持管理は大きく変わると思います。

(委員)

指定管理者の選定に携わったことがあります。公園の指定管理者は、総合力、いろんな方面のことをやらなければいけないので、大変な仕事だなという感想です。

応募は16件が1社のみということですが、県の公園はいろんな場所にありまして、他のところから手を挙げる会社があるのかと思うぐらい、公園の管理は本当に大変だと思います。

事業者を選定できない公園が出てしまう可能性は確かにありますが、だからといって他社が手を挙げるかとなると、これだけの総合管理力を持った会社はそんなにいないので、やはり②③を行政の方である程度検討して、④でPFIなどを導入すれば、勝機が見えているかなと思いました。

請けている団体の高齢化もあるし、人材の不足化についても、助けてあげるような形にしないといけないです。新しい発想で人を呼び込むとか、PFIの公民連携の併用をすれば、先が見えるかなと思いました。

応募者を増やそうという考えは、公園全部選定した結果、難しいと私は思いました。収益性のある公園は本当にわずかなので、なかなか厳しいところがあります。

やはり民間のノウハウを活かした、そこだけスタバをやるだとか、部分的な新しい発想が必要かなと感じました。

(委員)

私も指定管理の選定に関わっていますが、先ほどお話のありましたように公園は場所や規模によって様々です。事業者が入れ替わっている公園は、規模も大きくて、いろんな試みができる公園であり、応募する側も新しい提案ができ、その内容を評価して選定することとあります。

ですが、そのような提案できない規模の公園もありますし、そもそも応募数がそれほどない公園もありますので、そのような公園は逆に先ほどお話のあったように、評価をして、ある程度以上の評価でしたらそこをお願いするのはどうでしょうか。言い換えますと、その事業者しかできないような特性を持った公園もあります。

公園のグループ分けをするときに、今まで応募してきたいろんな事業者さんの意見を、現に管理している事業者だけでなく、応募して落ちた事業者とか、逆に以前は応募してきたけれどしなくなった事業者は、何で応募しなくなったかっていうのを聞けたらいいかなと思います。

県民の利用者から、もっと活性化して欲しいという声があったということですが、具体的にはけっこう来ているのでしょうか。

(事務局)

魅力のある公園ということで、神奈川県はどちらかというと落ち着いた公園なので、民間の力をもっと積極的に使って、行政ではできないような公園運営してもいいのではないかというご意見をいただいています。

今のままでいいということではなく、公園の特性に応じて、尖った性格の公園もあればそうでない公園もあっていいのかなと思います。

27 ある公園を一律に見るのではなくて、いろんなカテゴリーがあると思うので、カテゴリー分けをしながら、積極的に公民連携を活用していく公園と、緑地を保全していく公園と、地理的になかなか他の業者が入りにくい公園についてはインセンティブを与えながら継続してやっていただく公園と、カテゴリー分けの仕組みを作るのが必要であるかと思っています。

(事務局)

さきほど説明をいただいて、やりたいことがあっての手法としてPFIがあるというお話を伺って、少しアプローチが間違っていたのかなと考えています。

活性化させなくてはこのご意見をいただいて、そのためにはPFIとかを使えば活性化するという勘違いしたところがありました。何かをやりたいことがあり、それをPFIでとなると、その何かっていうのはどうやってアプローチしたらいいのか、非常に迷うところかなと思います。

過去に簡単なサウンディング調査を不動産会社、アウトドア会社など、そういった方々に何ができるかとお話を聞いたことがあります。

例えば、今流行しているグランピングにするのか、何にするのか、そういったもの

を検討するのが手探りの状態でもあります。

P F I は手法であり、その前に何をやりたいのかがなくてはいけないことについて、大変勉強になりました。

(委員)

目的がちゃんとあってどの手段を使うかという考え方が必要で、先に手段の方が出てしまっていると、話が進まなくなってしまいます。

(委員)

その目標について、誰がどう提案してくれるかが大事です。

事業者もただアイデアを出してくれるわけではないです。

(委員)

民間業者にもいろいろとサウンディング調査を最近しますが、公共事業の場合であれば行政がまず何をしたいかを明確に示すことで、それを踏まえて民間事業者は提案することができます。

民間が好きにやっていいのであれば、それはすでに民間事業でやっている話になります。行政としてやりたいことに対して答えるっていうスタンスなので、やっぱり何をやりたかっていうのは行政で決めておく必要があると思います。

公園は必ずしも多くの人が行く施設にしなければならないかという、それは少し違うのではないかと思います。公園によって、目的というか使命があると思います。

保全する必要があれば徹底的に保全して、学術的にも大学とタイアップして、環境に特化したような管理をしていくのも良いのではないのでしょうか。そのような公園を見に行きたいという人も集まってくると思いますし、一方で人を呼び込んで賑やかにする公園もあって良いですし、公園でそれぞれのミッションがあると思いますので、それぞれ突き詰めた管理が必要かと思います。

(委員)

私も公園は活性化させなきゃいけないかと思いました。

レクリエーションでも、『打ち上げ花火』と例えますが、ぱっと事業をやって打ち上げ花火のときのように人がどっと来るということがあります。

普段から人がどんどん来てくれるような形にしたいのか、それとも環境保全を目的にするのか。活性化するというのが、第一の目的になるのは疑問に感じます。

(事務局)

我々も公園とはどうあるべきか、人を呼び込まなくてはいけないのか、利用者数を増やさなくてはならないのかを考えています。

県の総合計画では公園利用者数をK P I としていることもあり、それは本当に伸びてなくてはいけないのかというのもあります。

やはりメリハリが必要だと思っており、緑地保全するべきところは徹底的に保全して、それを魅力として来ていただき、収益を上げられる公園は公民連携にて収益を上

げてもらうなど、特性に応じた指定管理期間設定や、募集方法も含めて考えられるか
と思います。

来年度にかけてそのような観点から、グルーピングや、公園ごとに何を目指してい
くのか、少しイメージを高めていきながら、例えばP－P F Iがいいだとか、指定管
理で十分じゃないかとか、そんなご意見も聞きながら進めさせていただければ良いの
かなと、イメージとしては持っています。

(委員)

賃金とか、資材価格の高騰については性質が違って、これらは今すぐやらない
といけない話で、横浜市はもうすでにやっています。県の発注工事ではもうやってい
ますよね。

(事務局)

県土整備局が発注する工事では人件費の上昇に対応した制度を導入しています。

指定管理については、指定管理を所管している部署が県庁全体のルールを、現在検
討しているところです。

(委員)

目的と手段の食い違いみたいな話もありましたが、公園がつくられたときの理念が
あると思いますので、そのコンセプトに対して今後どう進めていくのかということに
ついて、県がイニシアチブをとって提案していくものかと思います。

公園はレクリエーションの中でも3タイプあると言われておりますが、資源依存型
の歴史や自然に対して依存しているようなレクリエーションの仕方があったり、レジャ
ーランドみたいな利用者本位型のレクリエーションタイプがあったり、その中間型とい
う3つのタイプがあると言われます。

公園が27あるなかで、どういうタイプなのかというのを見ていくだけでも変わって
くるかと思います。

例えば、七沢森林公園は森林に依存した公園かと思いますがし、座間谷戸山公園もそ
うだと思います。一方で大磯城山公園は歴史に依存した公園でしょうし、相模原公園
はレクリエーションに依存しているのかと思います。

性格分けをしながら、こういった公園にしていこうとか、そういった提案は出てく
るのではないかと思います。

先ほど言われたように、公園は活性化することがすべてではないと思います。

春にはお花見だとか、あるいは秋には紅葉だとか、そこに人々が集まってきてそこ
で賑わいが生まれたりします。

やはり基本的には、緑や花を楽しみに人が集まってくるので、それを踏まえたレク
リエーション、サービスがあるべきなのかなと思いますので、そこを大事にされたら
良いのかなと思います。

(委員)

去年、学生たちと研究や調査をしている中で、人口減がどこでも生じているので、

利用者数だけでなく、指標を見直したほうがいいのではないかと考えています。

大事なことは、公園が地域にどれだけ愛されているかということだと思います。愛着のある公園にどれだけなっているのかを指標化していくことが、大事だと思います。

その指標として、1つは満足度で、もう1つはリピーター数だと思います。どれぐらいの人がその公園に何度も足を運んでくれているのか、そしてどれぐらいそこに滞在をしてくれているのかなどです。

そのような指標を取り入れながら、この公園は滞在時間が長い公園だとか、あるいはここはリピーターがとても多い公園だとか、満足度が高い公園があるとか、違う指標を入れて、公園の価値を高めていくことをしていかなないと、という気がします。

（事務局）

参考として、神奈川県立公園は27公園あり、指定管理者を導入している公園は26公園、募集単位は24単位です。そのなかで、P－PFIを導入しているのは観音崎公園で、バーベキュー施設があります。PFI事業としては湘南海岸公園で、新江ノ島水族館が、公園の区域の中にある水族館としてPFI事業を行っています。神奈川県では、そのような公民連携の取り組みを行っています。

県立公園は、27公園で720ヘクタールぐらい、平均すると1個20ヘクタールぐらいです。大きいところは100ヘクタール弱ぐらいの公園があります。

郊外に大きい公園を抱えている中で、P－PFIのようなものを組み合わせなければ良いかと考えています。

例えば日比谷公園みたいに、大都市の中にあって、平日はビジネスマンが利用して、週末は旅行客が利用するといった、1週間常に賑わっている公園なら収益を上げられますが、県立公園はどちらかというと平日は閑散としていて、休日は家族連れが来るというような特殊性があるので、そういった中でどう公民連携を取り入れながらやっていくのか、一番の悩みはそういうところになります。

今後グルーピング分けする際には、その辺をどのように考えていったらいいか、何か良いアドバイスがあれば、何か教えていただければと思います。

（委員）

P－PFIはカフェとかそういった類のもので、人を呼び込むものなので、週末しか見合わない、平日は採算があわないとなると悩ましいなと思います。

指定管理者に公園全体を管理してもらうのと、P－PFIとセットというのは大いにあると思います。ただ、県の公園で週末利用が多い場合は、P－PFIではお店の営業を思い切って週末だけにして、平日はクローズにするなど、人が来ないのであればピンポイントの営業にするというやり方はあるかと思っています。

あるいは、平日利用を増やすためにキャンプスペースを設けるなどのアイデアや、インバウンド需要を狙って取り組むのもあるかと思っています。

（事務局）

例えば夜間の公園利用というような、夜の公園の魅力を活かした取組はありますか。

(委員)

例えば動物園や、水族館では、夜の利用の取組をしています。
公園でもどこかで期間限定の取組をやっているのではと思います。

(事務局)

ライトアップとか、星空や昆虫採集などで夜に利用者が来てもらうのは考え方としてはあるのかなと思います。

(委員)

新潟の公園では、冬の期間に雪山キャンプを企画していました。その土地にあった夜間の公園の使い方もあると思います。

(委員)

最近が高齢者がすごく増えていまして、もちろん働いている高齢者も多いのですが、黒岩知事が未病という話をされていますが、健康管理というコンセプトで公園を利用するというような事例はありませんでしたか。

(事務局)

おだわら諏訪の原公園で、健康遊具など置いております。

(委員)

大学との連携や、ヨガなどを事業者とタイアップして、定期的に通ってもらうようなプログラムを組むような事例はないでしょうか。

やはり、そういったものは街中の通いやすいところだからやれるものなのでしょうか。

(委員)

自然の中でやるということであれば、1つの考えとしてあるかと思います。

シャトルバスみたいなものを利用して、アクセスを良くするというのも方法としてあるかと思います。

(委員)

公園によりけりだと思いますが、夜間は公園の立ち入りできないものですか。

(事務局)

公園は基本 24 時間立ち入りできますが、夜間に指定管理者はいませんし、一部の管理施設は閉じています。公園によっては避難所に指定されているところもあるため、有事の際は利用いただけるようにしています。

ただし、大磯城山公園の吉田邸がある区域は、以前火事があったことから夜間は閉じていますが、基本は 24 時間空けていつでも来ていただけるようにしています。

(委員)

県で、こういう機能が不足しているからぜひ充実させたいという考えがないと、民間企業も何か考えてくださってと言われても困ってしまうと思います。

いずれ民間企業と対話するようなこともあるかと思いますが、その対話するときに何かいい知恵ありますか、という会話は成り立たないと思います。

やりたいことをはっきりさせて、こちらがこれをやりたいということをしっかりと言わないと先に進まないように感じます。

今後の展開としてはどのように進めていくかお考えですか。

(事務局)

指定管理期間を一律5年間とする現状のやり方ではなく、公園の特性などを踏まえ、先ほどお話のあった公園の分類であるとか、指定管理期間の考え方であるとかについて、県の考えを整理し、改めてご提示させていただきたいと思います。

今後、グルーピング、指定管理期間、公民連携の活用の方法などを、ご提示させていただきながら、県としての指定管理の方向性を固めていき、それをもとに次期指定管理選定を考えていければ良いかと思います。

(委員)

資料には指定管理期間のことが書かれていますが、投資的な要素をある程度加味しますと、その投資がどのぐらいの期間で回収できるか、ある程度想定して決めてあげたほうがよいと思います。

5年でもし収益を回収できるのであれば5年でもいいのですが、10年や20年という期間をちゃんと設定してあげないと、事業者は手をあげれないという懸念があります。また、何をやるかによって期間が決まってくるのかと思います。

県の指針を見ると原則5年ですが、指定管理期間は延ばすことはできなくはないので、ちゃんと理由を整理できていればできる話だと思います。

(事務局)

指定管理期間を5年に据え置くところと、10年として公民連携を使うところだけではなくて、例えば樹林地管理をやるところは、しっかり管理してもらうため10年に設定することなども考えています。

すべての公園の指定管理期間を5年に伸ばすということではなく、どのような分野の公園を、どの程度の指定管理期間にすればよいのかを、案を考えながらご提示させていただければと思います。

(委員)

指定管理期間を長く設定している公園は全国的にも多々あるので、参考にすれば悩ましい話ではないと思います。

(事務局)

本日は貴重なご意見をいただきましたので、また、本日の意見を踏まえながら、ま

た提示させていただければと思います。

(委員)

それでは次の議題に移ります。秦野戸川公園の基本計画の変更についてですが、今回3回目で、前々回から議論を重ねている案件になります。

今回でまとめたいという意向かと思いますので、それを念頭に議論していただければと存じます。説明をお願いいたします。

(事務局から資料2に基づいて説明)

(委員)

ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(委員)

8頁の30番の橋はまだ決定事項ではないということでしょうか。

(事務局)

そういうことになります。

(委員)

アセスなど、そういったものを含めて考えていくことでしょうか。

(事務局)

前回の審査会では、橋をかけるとランニングコストも含めてコストがかかるので、そこはよく考えたほうがよいのでは、というご意見をいただいたのと、あわせて、ジップラインのようなやり方もあるのではないかと、というご意見をいただいたと記憶してございます。

例えば、ジップラインとなると、公民連携で民間に動線として確保していただくというようなことも可能性としては残っています。橋以外の用途でつなぐことはありえない、というようなところまでは決めていません。この場所で沢を渡る動線を確保する、ということを計画としてお示ししています。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

移動手段の事例としてですが、新しいエリアは、ずっと勾配で長く上り坂なのではないでしょうか。

(事務局)

4ページの左側の動線計画図で、①のパークセンターからぐるっと回って、こども

の広場に繋がっている主園路がありますが、一律勾配8%ですっと下る園路になっています。

それから左岸側の、水無川の近くの赤い三角印の下に黄色線があり、さらにその下に波線の黒の細い線がありますが、ここも、一律で勾配8から10%勾配の園路になっています。

登りはまだスピードをコントロールできると思いますが、下りはスピードが出ると、幅員が狭いとぶつかってしまう懸念があります。

例えば昭和記念公園のような、平坦地が続いているようなところであれば、いろいろなやり方はあるのだろうとは思いますが、この公園に即導入するのは、いろいろと検討しなくてはいけないと思っています。

(事務局)

どうしてもここは、地理的に川があったり高台があったりするため、公園全体としては起伏のあるところに勾配をつけながら園路を配置しています。

(委員)

移動手段についてですが、あったほうがいいなというところでしょうか。

それとも、導入しなくてはいけないという考えでしょうか。

(事務局)

可能であれば、導入したほうが利便性は確実に高まると思いますが、先ほど申し上げたように地形上の問題もございますので、むしろ右岸側と左岸側と利用の範囲を分けてしまえばよいと思っています。

従いまして、左岸側の方にアクセス拠点を強化していくということで、計画を組み立てています。

(委員)

3つの事例を挙げていただいています。おそらく一番コストが良いのは自転車かなと思います。ですが、勾配が結構ありますし、右岸側から左岸側に行くには、風の吊り橋は大きい道ですけど、それ以外は大きい道ではないので、左岸側に行こうと思ったら自転車で行くのは現実的ではないかなと思います。

グリーンスローモビリティは年配の方は使いやすいと思いますが、これもかなりコストがかかると思います。モノレールも、面白いですし乗りたいと思いますが、維持管理が大変だと思います。

私も家族で公園利用したことがあります。右岸側で遊んだら左岸側まで行くことについて、小さい子供がいるのですが子供を遊べる遊具などが無いので、左岸側に行くことにあまりメリットも感じませんし、右岸側でしっかり遊べるので、左岸側まで足を伸ばしていこうかっていうことにならないです。

あくまで家族連れの例で言えば、さきほど仰っていたようにエリアで完結するほうが良いのかなと思います。

(委員)

他のモビリティの選択肢などは検討されましたか。

(事務局)

例えば電動キックボードを調べましたが、歩行者とモビリティの動線がどうしても重複してしまう。安全性をどうやって確保するかは、どのモビリティでも共通の課題と思います。

(委員)

普通に徒歩でも行けるのでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

例えば、第一次と第二次みたいに分けて、皆さんにオープンで使っていただいて、その使用具合を見ながら、決定していくような検討はできないでしょうか。

最初からもう全部備えてしまったときに、これちょっと失敗したみたいな可能性もあるかと思います。場所的にちょっと難しいところだと思います。

(事務局)

幾つかの手段を試してみて、良いものを選択していくというやり方でしょうか。

(委員)

そうです。エリアごとでも皆さんそれで満足して帰るというなら、8 頁の 33 番は 33 番なりにいいと思います。

ですが、この 33 番のエリアが全く使われないうてなるとやはりそれはまずいですから、スムーズに移動できるように考えますけど、エリアごとで利用者が満足しているということであれば、費用をかけて 30 番のところをやるかどうかに関しての判断は、後にしても良い気がします。

(事務局)

公園内の移動手段ということで今回整理しておりますが、市街地から遠い公園で、周辺には田園風景もひろがっていますので、秦野市が進めている、魅力づくり構想のなかで秦野市または民間が所有する施設を周遊するツーリズムも考えられます。施設を巡る手段として、例えば、秦野市では駅から秦野戸川公園まで、電動自転車の実証実験をしています。

公園の中も必要ですが、公園と周囲との周遊手段として、ということもあるかなと思っていますが、公園事業者単独ではできませんので、そのようなところを強化するということであれば、市と協調していくこともあり得るかなと思います。

(事務局)

委員の仰るとおり、いきなり移動手段を作ってもしょうがないので、段階的にニーズをみながら進めるのがよいかなと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

県立秦野戸川公園の基本計画の変更についての質問、意見はここまでとします。
議事は以上となります。

(事務局より『ともいき広場』の整備について状況報告)

(事務局より全国都市緑化川崎フェアの春季開催案内)

(事務局)

以上をもちまして、第72回神奈川県公園等審査会を終了いたします。本日はお忙しいなかご出席いただきありがとうございました。